

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成二十七年七月十日

岡山県条例第四十九号

改正 平成二九年三月二一日条例第一号

平成三〇年一二月二五日条例第六五号

令和二年一〇月六日条例第五七号

令和三年一〇月五日条例第六〇号

令和四年九月三〇日条例第四六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定による個人番号等の利用及び法第十九条第十一号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二九条例一・令三条例六〇・一部改正)

(県の責務)

第二条 県は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人番号等の利用)

第三条 法第九条第二項に規定する条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が処理する同表の下欄に掲げる事務及び法別表第二の第二欄に掲げる事務（知事が処理するものに限る。）とする。

2 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該執行機関が保有する同表の下欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法第十九条第九号の規定により、当該執行機関が情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事は、法別表第二の第二欄に掲げる事務（知事が処理するものに限る。）を処理するために必要な限度で、その保有する同表の第四欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法第十九条第八号の規定により、知事が情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(平三〇条例六五・全改、令三条例六〇・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第四条 法第十九条第十一号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる執行機関が、同表の第三欄に掲げる執行機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる執行機関が、当該事務を処理するために必要な限度で当該特定個人情報を提供するときとする。

(平三〇条例六五・全改、令三条例六〇・一部改正)

(書面の提出義務の特例)

第五条 他の条例その他の規程に基づき特定個人情報を記載した書面の提出が義務付けられている場合において、前二条の規定により当該特定個人情報と同一の内容の特定個人情報を利用し、又はその提供があったときは、当該規程に基づく書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第一号)

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則 (平成三〇年条例第六五号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年条例第五七号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年条例第六〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年条例第四六号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一 (第三条関係)

(平三〇条例六五・追加、令二条例五七・令四条例四六・一部改正)

執行機関	事務
一 知事	高等学校等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号) 第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。) (特別支援学校の高等部を除く。) のうち学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第二条第二項に規定する私立学校に該当するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金 (以下「私立高校生等教育給付金」という。) の支給に関する事務であって規則で定める

	もの
一の二 知事	県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費の支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
二 知事	高等学校等を退学した後、再び高等学校等のうち学校教育法第二条第二項に規定する私立学校に該当するものに入学した生徒等に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金に相当する支援金（以下「私立高等学校等学び直し支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
三 知事	県内に高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を設置する学校法人に対する経済的理由により修学が困難な生徒に係る修学奨励のための補助金（以下「私立高等学校納付金減免補助金」という。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
三の二 知事	県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料の支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
三の三 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
四 教育委員会	高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち県が設置するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金（以下「岡山県立高校生等教育給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
四の二 教育委員会	高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
五 教育委員会	高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校（県が設置するものを除く。）に該当するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金（以下「国公立高校生等教育給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
五の二 教育委員会	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科のうち学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校（県が設置するものを除く。）が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経

	費を対象とする給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
六 教育委員会	高等学校等を退学した後、再び高等学校等のうち学校教育法第二条第二項に規定する公立学校に該当するものに入学した生徒等に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金に相当する支援金（以下「公立高等学校等学び直し支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
七 教育委員会	岡山県立学校授業料徴収条例（昭和二十四年岡山県条例第二十三号）に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例（昭和二十四年岡山県条例第四十八号）に基づく受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
七の二 教育委員会	高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
八 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）に基づくものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

（平三〇条例六五・追加、令四条例四六・一部改正）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	私立高校生等教育給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
二 知事	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
三 知事	私立高等学校納付金減免補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
三の二 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づく救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に基づく永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配

	偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に基づく自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に基づく資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（別表第三において「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基

		<p>づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）に基づく職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
三の三 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
四 教育委員会	岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
五 教育委員会	国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
六 教育委員会	公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
七 教育委員会	岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
八 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「就学奨励費関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第三（第四条関係）

（平三〇条例六五・追加、令四条例四六・一部改正）

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
一 知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの
			学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
二 知事	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの
			学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
二の二 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの
			学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
二の三 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
三 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
四 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

	づくものを除く。)に関する事務であって規則で定めるもの		て規則で定めるもの
五 教育委員会	学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの